

各保険年度総括 – 精算保険料

メンバー各位

先日の理事会におきまして、Gard P. & I. (Bermuda) Ltd および Assuranceforeningen Gard – gjensidig（以下「組合」といいます）の事業活動の重要事項について報告を行いました。組合の財務状況が一層強固なものになっていることを、ここにお伝え申し上げます。

報告の概要

- ・ 理事会は、2013 保険年度について、15%の後払保険料を徴収することを決定しました。これは当初の見積もりの25%を10%下回るものです。
- ・ 2013 保険年度の後払保険料を15%としたことにより、2014年2月20日現在、連結危険準備金は9億4400万米ドル（前年は8億9500万米ドル）となり、共同組合に信頼性と安定性をもたらす結果となりました。
- ・ 2011 保険年度および2012 保険年度については、後払保険料または追加保険料の徴収は予定していません

精算保険料

以下の各保険年度の説明において、「追加保険料」という用語は、当該年の予定「後払保険料」を超える保険料のみを指します。

【終了した年度】

終了した保険年度は、予定どおりに進捗しています。終了した年度について精算保険料の徴収はありません。

【終了していない年度】

・ 2011 保険年度

2012年5月に、予定を5%下回る20%の後払保険料を徴収することが決定されました。

2011 保険年度については、過去12か月間で改善を示しましたが、保険勘定は依然としてマイナスとなっております。ただし、当該保険年度は最終的に剰余金が生じ、好調な投資収益が異常危険準備金に寄与するものと見込まれます。

この保険年度については、後払保険料または追加保険料の徴収は予定していません。当年度は2014年10月に終了する予定です。

当年度の精算保険料は、なしと決定しました。

・ 2012 保険年度

2013年5月に、予定を10%下回る15%の後払保険料を徴収することが決定されました。

2012 保険年度の保険金請求額は、過去2年度の同時期の請求額を上回りましたが、昨年この時期より

改善しています。ただし、現段階では保険勘定は依然としてマイナスで、不足の発生が見込まれます。

組合の財務状況が強固であることから、この保険年度は、後払保険料または追加保険料の徴収は予定していません。当年度は、早ければ2015年10月に終了する予定です。

当年度の精算保険料は、見込総保険料の5%に設定されました。

・2013 保険年度

これまで報告された賠償責任額によりますと、当該保険年度は保険勘定が不足しますが、最終的には投資収益割当後の剰余金が見込まれます。これには、Gard Marine & Energy Limited からの配当も含まれます。

理事会は、後払保険料を15%（予定は25%）にとどめ、2014年9月1日を支払期日として徴収することを決定しました。

2013 保険年度は、早ければ2016年10月に終了する予定です。

当年度の精算保険料は、見込総保険料の15%に設定されました。

・2014 保険年度

理事会は、当年度の精算保険料を当年度の見込総保険料の20%に設定する予定であることを確認しました。

精算保険料率決定に伴う手続

理事会は、精算保険料率を決定する際、また、契約の解除または停止に伴ってメンバーから精算保険料と予定後払保険料を徴収する際には、以下の手続に従うこと、そして、以下のリスク要因を考慮することを決定しました。

・リスク要因

理事会は、精算保険料率の決定に際して、次の要因を考慮しています。

- ・ 保険料リスク、準備金リスク、市場リスク、その他の重大な諸リスクを踏まえて組合が算出した必要資本が、公表した保険料の期待値水準を上回るリスク。
- ・ 特殊な事象が発生していない保険年度においては、その保険年度の精算保険料率を原則として引き下げる意向であること。

・支払い手続

理事会は、契約が解約または停止された場合の精算保険料と後払保険料の支払いについて、以下の手続と条件を決定しました。

- ・ 精算保険料率は、該当保険年度の後払保険料とは切り離され、該当年の契約に係る見込総保険料の一定比率として計算されます。
- ・ 該当保険年度の契約に係る予定後払保険料のうち未徴収分は、契約の解除または停止時に、要求に応じて精算保険料に加えて支払うものとします。
- ・ 理事会が確定後払保険料の徴収を決定したものの、メンバーが未支払いの場合、契約の解除または停止時に、理事会が決定した後払保険料を、精算保険料に加えて支払うものとします。

まとめ

上記決定を要約すると、以下のとおりです。

- (i) 2011 保険年度 当該保険年度については、後払保険料または追加保険料の徴収はありません。
- (ii) 2012 保険年度 当該保険年度については、後払保険料または追加保険料の徴収は予定しておりません。
- (iii) 2013 保険年度 当該保険年度については、2014年9月1日に15%の後払保険料を支払うことが要請されております。
- (iv) 精算保険料（該船の見込総保険料に対する率）：
 - 2010 保険年度まで なし
 - 2011 保険年度 なし
 - 2012 保険年度 見込総保険料の 5%
 - 2013 保険年度 見込総保険料の 15%
 - 2014 保険年度 見込総保険料の 20%

詳細な情報は、ウェブサイト掲載の「[Directors' report and financial statements](#)（Gard Group の理事報告書および財務諸表）（英文）」をご覧ください。

ご質問がありましたら、ガードジャパン株式会社 (Email: gardjapan@gard.no) までお問い合わせください。

敬具
GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、クラブとの紛争が生じた場合、常に原文である英文の解釈に依拠することとなります。ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。なお、原文の Member Circular は「[3/2014: Review of Policy Years – Release Calls](#)」からご覧になれます。